

ふるさと納税制度の見直しの影響について

橋 本 恭 之*
鈴 木 善 充**

要 旨

平成31年度税制改正に伴い、2019年6月よりふるさと納税制度は新制度へ移行した。過度な返礼品を送付するなど制度の趣旨を歪めている自治体は、特例控除の適用外とされた。本稿の目的は、新制度の移行がもたらしたマクロ的な影響と個別自治体への影響を調べ、新制度移行の成果を確認するところにある。本稿で得られた結果は、以下のようにまとめることができる。第1に、マクロ的には自治体の受け入れた寄附額から、返礼品等への支出した費用総額を差し引いた実質的な寄附受入額は、新制度移行前の2018年度よりも新制度移行後の2019年度の方が増加したことがわかった。第2に、2019年度の寄附受入額上位10団体の返礼割合は、新制度適用前の駆け込み需要が発生した泉佐野市を除く9団体すべてにおいて30%以下に低下していることがわかった。第3に、2018年度の寄附受入額全国1位の泉佐野市は、新制度から除外されたものの、2019年度においても、全国1位となっている。ただし、受入金額、ふるさと納税の総額に占めるシェアの両方が低下していたことがわかった。第4に、新制度移行に伴い魅力的な寄附メニューによって寄附を集めようとしている取り組みが見られるものの、魅力的な特産品を提供できる自治体に多くの寄附があつまるという傾向自体は変わらないことがわかった。本稿の分析を踏まえると、新制度移行自体は、ポジティブに評価できるであろう。

キーワード：ふるさと納税、寄附金税制、地方財政
経済学文献季報分類番号：13-15, 5-20, 13-23

1. はじめに

近年、ふるさと納税制度は、一部の自治体が返礼割合を高めるなど過度な返礼品競争を招き、制度の趣旨が歪められているという批判にさらされてきた。そこで、平成31年度税制改正に伴い、2019年6月よりふるさと納税制度は、寄附の募集を適正におこなっている、返礼品の割合を3割以下にする、返礼品を地場産品にするという基準を守らない自治体には税制上の優遇措置を適用しないという新制度へ移行した。本稿の目的は、新制度の移行がもたら

* 関西大学経済学部教授

** 近畿大学短期大学部准教授

したマクロ的な影響と個別自治体への影響を調べ、新制度移行の成果を確認するところにある。

本稿の具体的な構成は以下の通りである。第2節では、ふるさと納税の新制度の概要について述べる。そこではまず返礼品規制の強化の背景について解説する。総務省は、これまで何回も各自治体に対して過度な返礼品競争を控えるように強制力のない「お願い」ベースの通知をおこなってきた。しかし、強制力のない通知では返礼品競争の過熱を抑制することができなかったために、2019年6月より地方税法改正により税制上の優遇措置を認める要件を明確化したのである。この節では、新制度での具体的な要件、新制度から除外された団体についても言及する。第3節では、新制度移行の影響を統計データや総務省のホームページの情報を用いて検証する。本稿で利用した統計データは、総務省による「令和2年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」、「令和2年度ふるさと納税に関する現況調査」のデータである。これらのデータを用いて、新制度への移行に伴い自治体の実質的な手取り収入が増加したか否かをマクロ的な観点と各自治体のミクロ的な観点から分析することにした。次に、新制度移行に際して最も大きな影響をうけた自治体として泉佐野市について取り上げることにした。最後に、返礼品規制の強化は、返礼品競争から魅力的な寄附メニューの提示へ、自治体間の競争を変える可能性が考えられるため、2019年度における特徴的な寄附メニューについて紹介する。第4節では、本稿での分析結果にもとづいて、新制度移行に関する評価についてまとめることとしたい。

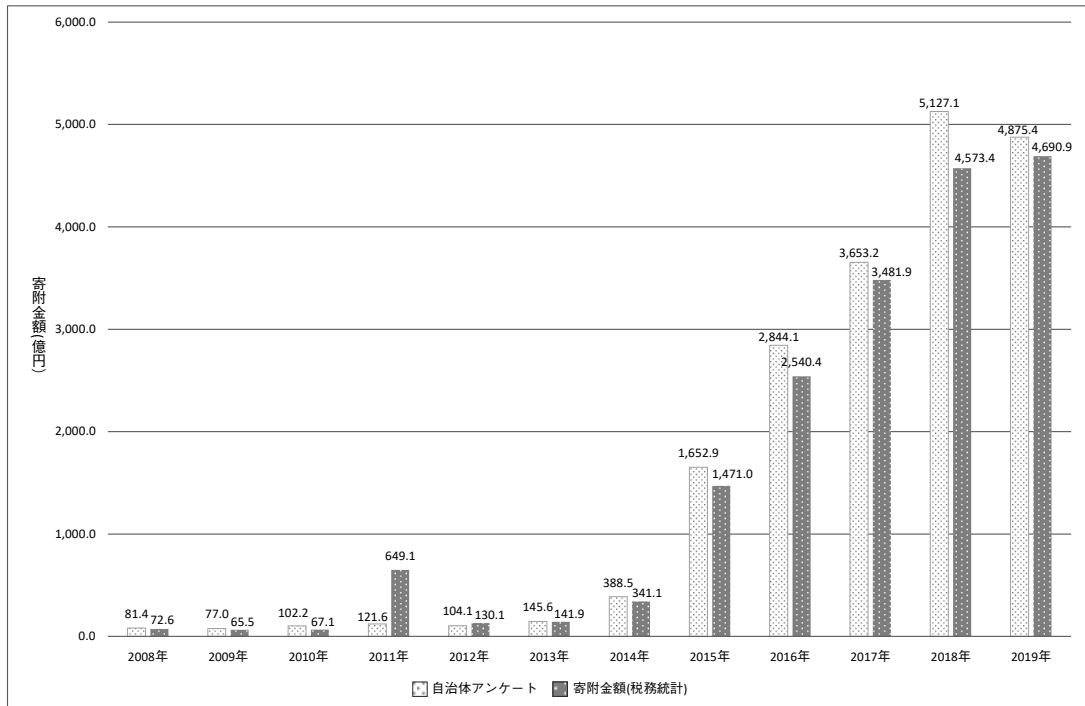
2. ふるさと納税の新制度の概要

2.1 返礼品規制強化の背景

返礼品競争の過熱への懸念は、ふるさと納税制度創設について検討した総務省『ふるさと納税研究会報告書』（2007年10月）の段階から指摘されていた。具体的には、返礼品の送付については、「各地方団体の良識によって自制されるべき」とし、「各地方団体の良識ある行動を強く期待する」と指摘している¹⁾。

制度発足当初は、ふるさと納税の総額は、それほど小さくなく、返礼品を提供している団体もそれほど多くなかった。この報告書で表明されていた返礼品競争の過熱が問題視されるようになってきたのは、2015年度以降のことだ。

1) 総務省（2007）『ふるさと納税研究会報告書』p.23引用。



出所：総務省（2020）「令和2年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」、総務省（2020）「令和2年度ふるさと納税に関する現況調査」より作成。

図1 ふるさと納税による寄附金総額の推移

図1は、ふるさと納税による寄附金総額の推移をみたものである。ふるさと納税総額には、税務統計をベースとした寄附者による寄附額の数字と総務省が実施している自治体アンケートでの寄附の受取総額の数字がある²⁾。この両者の数字が一致していない理由は、以下のように列挙することができる。

第1に、両者の数字には対象期間の違いがある。税務統計にもとづく数字は1月1日から12月31日までの暦年を対象としているのに対して、自治体アンケートの数字は4月1日から3月31日までの会計年度を対象としている。

第2に、税務統計にもとづく数字は、寄附者が税制上の優遇措置を適用されたものに限られている。寄附者の一部には、寄附をおこなっても、税制上の優遇措置をうけなかったケースもあると考えられる³⁾。一方、自治体アンケートの数字には個人の寄附だけでなく、企業、

2) 税務統計のオリジナルデータでは、寄附金控除が適用された年で表記されている。本稿では、個人住民税が前年度の所得に対して翌年度に課税されることを考慮して、たとえば2019年の数字は2018年の寄附額を示しているとして取り扱っている。

3) 利他的な動機による寄附のケースや、確定申告を失念したケースもあると考えられる。

団体からの寄附受入額も含まれている自治体が多い⁴⁾。

このような違いにより、税務統計にもとづく数字には多少の過小推計が、自治体アンケートの数字には過大推計の可能性が生じている。本稿では個人の寄附のデータだけを反映している税務統計にもとづく数字の方をより信頼できる数字として取り扱うこととする。

図1によると、制度発足当初の総額は、72.6億円と少なかったものの2015年度以降に急増していることがわかる。制度発足当初は、ふるさと納税を利用した場合の自己負担額が5,000円と比較的高かったため、一部の高所得層にしか利用されていなかった。自己負担額は、その後、東日本大震災に対する寄附を促進するために2,000円に引き下げられている。これに伴い2011年には、税務統計にもとづくふるさと納税の総額が対前年度でみて大幅に増加している。この増加は一時的なものであったが、2011年の水準を超えてふるさと納税の総額が大幅に増加したのが2015年である。2015年は、ふるさと納税の上限が個人住民税所得割の1割から2割に引き上げられたのに加えて、ワンストップ特例制度が導入された年である⁵⁾。ふるさと納税の総額が増加してきたのは、このような税制上の優遇措置の拡大と返礼品競争の過熱が原因だと考えられる。

表1 返礼割合の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
返礼品の調達に係る費用	43.0%	42.9%	40.4%	52.1%
返礼品の送付に係る費用	2.9%	5.9%	6.9%	11.4%
広報に係る費用	1.0%	1.2%	1.6%	1.4%
決済等に係る費用	1.2%	2.0%	2.2%	3.2%
事務に係る費用、その他	5.8%	6.4%	7.1%	12.9%
合計	53.9%	58.5%	58.2%	81.0%

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」、総務省「ふるさと納税に関する現況調査」各年版より作成。

表1は、返礼品に関する費用が寄附金総額に占める割合の推移を見たものである。寄附金額には、「ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」の数字を使用した。この表からは、返礼品に関する費用が合計では、2015年度の53.9%から増加を続け、2018年度には81.0%にも達していることがわかる。この返礼品に関する費用の増加をもたらしたのが、返礼品調達に係る費用と事務に係る費用、その他の比率の増加である。それぞれ2015年度に

4) 2011年は、東日本大震災に対する自治体への寄附が急増しているが、震災に対する寄附をふるさと納税に対する寄附に含めずに回答した自治体が多かったために、両者の数字には大きな乖離が発生している。

5) これらの制度改正の詳細は後述するが、上限が所得割の1割から2割に引き上げられたことにより、自己負担2,000円で寄附できる金額は倍増したことになる。

43.0%と5.8%だったものが2018年度には52.1%と12.9%へと増加している。返礼品の調達に係る費用の増加は、返礼割合を引き上げることで寄附金を集めようとする、返礼品競争の過熱を示したものである。事務に係る費用、その他には、ふるさと納税代行業者への支払い額が含まれている。これは、多くの自治体が自治体ホームページでの募集だけでなく、民間のふるさと納税代行業者のサイトへの掲載をすすめてきたためである。これらのふるさと納税代行業者は、有料プランでは寄附金額の一定比率を徴収するケースが多く、寄附金額の増加とともに、代行業者へ支払う金額が増加してきたことを示している⁶⁾。

このような返礼品競争の過熱に対して総務省は、法的な強制力のない「お願い」ベースでの「通知」によって対処しようとしてきた。

2015年（平成27年）4月の「返礼品（特産品）送付への対応についての総務大臣通知」では、換金性の高いプリペイドカード等、高額又は返礼割合の高い返礼品は、好ましくないとされた。2016年（平成28年）4月の「通知」では、商品券など金銭類似性の高いもの、電気・電子機器、貴金属など資産性の高いものの送付が対象に加えられた。2017年（平成29年）4月の「通知」では、返礼品の返礼割合が30%に制限されることとなった。2018年（平成30年）4月の「通知」では、「一部の団体において、返礼割合が高い返礼品をはじめとして、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されている状況が見受けられます。仮にこのような状況が続けば、ふるさと納税制度全体に対する国民の信頼を損なうこととなります。今後、制度を健全に発展させていくためにも、特に、返礼割合が3割を超えるものを返礼品としている団体においては、各地方団体が見直しを進めている状況の下で、他の地方団体に対して好ましくない影響を及ぼすことから、責任と良識のある対応を徹底するようお願いいたします。」という総務大臣の意見が表明されていた。このような一連の「通知」には、多くの自治体があたかも一方で、「通知」を無視した団体に寄附が集中し、表1でみたように全体的な返礼割合が上昇を続け、「お願い」ベースでの規制と自治体の「良識」に訴えかける政策の限界があきらかになったわけだ。

2.2 地方税法の改正による返礼品規制

このような状況のなかで2019年の地方税改正により2019年6月からは、「ふるさと納税に係る指定制度」が創設されることになった。

具体的には、以下の基準を満たした団体への寄附だけがふるさと納税（特例控除）の対象

6) ふるさと納税代行業者に対する支払いは、毎月の定額プランや寄附金額の一定比率という成功報酬型によるものがある。

とされた⁷⁾。

- ①寄附金の募集を適正に実施する地方団体
- ②（①の地方団体で）返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・返礼品を地場産品とすること

なお、この基準の①は、返礼品に加えてアマゾンギフト券を提供するなどの方法で寄附金を募集するなどがおこなわないことを意味している。

この新制度は、これまでの通知と異なり、地方税改正をおこなうことで返礼品規制にしたがう団体だけに、新制度でのふるさと納税の受入を認めることとしたわけだ。

表2は、2019年6月から実施された新制度から除外された団体名をまとめたものである。これらの団体は、2018年11月以降も、「返礼割合3割超」かつ「地場産品以外」の返礼品を提供し、アマゾンギフト券など金券類を追加して、制度の趣旨に反する形で募集を続けた団体であるとされている。制度の趣旨に反する形で募集した団体のうち、これら4団体は、

表2 新制度から除外された団体名

都道府県名	市区町村名	平成30年度受入額 (決算見込)	11～3月の受入額	
				うち趣旨に反する 方法による受入額
大阪府	いづみさのし 泉佐野市	408億円	332億円	332億円
静岡県	おやまちょう 小山町	250億円	195億円	193億円
和歌山県	こうやちょう 高野町	196億円	186億円	185億円
佐賀県	ちよう みやき町	168億円	99億円	89億円

※表中の数値は申出書等による報告値。泉佐野市の平成30年度受入額は、報道によれば、497億円とのこと。
※上記4団体の他、申出書の提出がなかった東京都についても、指定を行わない。

出所：総務省ホームページ「ふるさと納税指定制度における令和元年6月1日以降の指定等について」
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20190514_02.pdf：閲覧日2020年8月11日) 引用。

7) 総務省ホームページ

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190401.html (閲覧日2020年8月24日) 引用。

2018年11月から2019年3月の間に50億円超の寄附を集めた団体として除外したのである⁸⁾。

これらの4団体のうち泉佐野市は、新制度移行前の状況にもとづき、新制度への適用を認めない措置は、制度成立前の過去に遡及して新制度を適用するものであり、違法であるとして訴訟を提起した。2020年6月30日最高裁判決では、適用除外は違法であるという判決が下された。最高裁判決に伴い総務省は、2020年7月3日に大阪府泉佐野市、和歌山県高野町及び佐賀県みやき町をふるさと納税の対象となる団体として指定している⁹⁾。

3. 返礼品規制の影響について

3.1 マクロ的な影響

表3 新制度移行前後の返礼割合等

	2018年度	2019年度
返礼品の調達に係る費用	52.1%	39.5%
返礼品の送付に係る費用	11.4%	10.8%
広報に係る費用	1.4%	1.0%
決済等に係る費用	3.2%	2.7%
事務に係る費用、その他	12.9%	11.3%
合計	81.0%	65.3%

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」、総務省「ふるさと納税に関する現況調査」各年版より作成。

表3は、新制度以降前後の返礼品の割合、事務費用、広報費用などが寄附金額に占める比率をまとめたものだ。返礼品の調達に係る費用は、52.1%から39.5%へと低下している。新制度のもとでは返礼品の割合が3割以下とされているにもかかわらず、2019年度の返礼品の調達に係る費用が30%を超えているのは、新制度への移行が2019年6月からであり、2019年4月から5月までの新制度移行前の数字が含まれているためである。この2カ月間には、新制度移行前の駆け込み寄附が集中しており、新制度から除外された泉佐野市は駆け込みの寄附

8) 50億円という数字は、適正に寄附を募集している団体のうち寄附受け入れ額の最大の自治体の数字であることを考慮して決められた。詳しくは、総務省ホームページ「ふるさと納税指定制度における令和元年6月1日以降の指定等について」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20190514_02.pdf；閲覧日2020年8月11日)を参照されたい。

9) 小山町は、2020年7月17日にふるさと納税制度の対象となる団体に指定されている。除外されていた4団体の中で指定が遅れた理由は、新制度への申請において地場産品以外の返礼品が含まれていたためだとされている。詳しくは総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000928.html；閲覧日2020年8月11日)

「高市総務大臣閣議後記者会見の概要」2020年7月3日を参照されたい。

により2019年度においても184億9,700万円もの寄附金を集めて全国1位となっている。したがって、新制度以降へのマクロ的な影響を正しくみるためには完全に新制度移行後での寄附額が比較可能となる2020年度以降の数字がわかるまで待たなければならないことに留意して欲しい。

表3からは、返礼品の調達に関する費用と比べると、広報に関する費用、事務費用などは多少低下しているものの、それほど大きな変化がみられないことがわかる。これは、新制度のもとでも、各自治体の返礼品の提供がふるさと納税代行業者経由でおこなわれているという構造自体は変わっていないことを示唆するものである。最近では、ふるさと納税代行業者自体がテレビCMで自社サイトでのふるさと納税の利用を呼びかけるようになっており、今後も代行業者経由でのふるさと納税の取扱いは増加していくものと考えられる。また大手のふるさと納税代行業者では、各自治体の返礼品を紹介するだけでなく、台風や豪雨災害を支援する寄附をトップページで紹介するなど、本来のふるさと納税の趣旨である「応援したい自治体への寄附」に力を入れるなど社会的な貢献を意識した運営もおこなわれるようになってきている。

表4 新制度以降前後の自治体受入手取額への影響

(単位：億円)

	2018年度	2019年度	対前年度変化額
返礼品等費用総額	2820.2	2274.8	-545.4
寄附受入総額（税務統計）	4,573.4	4,690.9	117.5
寄附受入総額（自治体アンケート）	5,127.1	4,875.4	-251.7
自治体受入手取額（税務統計）	1,753.3	2,416.1	662.9
自治体受入手取額（自治体アンケート）	2,306.9	2,600.6	293.7

※一部、四捨五入によって数字がまるめられている。

表4は、新制度以降前後の自治体受入手取額への影響を見たものである。自治体の受取手取額は、寄附受入額から表3に示した返礼品調達費用、送料、広報費用、事務費用等の総額を差し引いて求めたものだ。この手取額が、各自治体にとっては実際に福祉・教育・地域振興など各自治体が掲げている政策に充当できる金額となるわけだ。前述したように、ふるさと納税による寄附受入額については、自治体アンケートと税務統計によるものの2つが存在しており、その数字は一致していない。税務統計による寄附受入額の方が信頼性が高いと考えられるものの、災害支援を目的とした寄附の場合、当該自治体を純粋に応援する人たちの中には、寄附金控除を利用しないケースも考えられる。そこで、税務統計だけでなく、自治体アンケートを利用した場合についても、自治体受入手取額を求めることにした。

2019年度の新制度への移行に伴い、自治体アンケートにもとづく寄附受入額は、251.7億円減少している。税務統計にもとづく寄附受入額は117.5億円だけ増加している。一方、

返礼品等の費用総額は545.4億円も減少している。この費用総額の減少により、自治体アンケートにもとづき求めた自治体受入手取額でも、293.7億円増加したことがわかる。このことから、新制度移行にもとづき返礼割合を3割に規制したことで、自治体の受入手取額は確実に増加しており、新制度への移行は返礼品競争の過熱を抑制しつつ、ふるさと納税による実質的な受入額を増やすことにつながったという意味でポジティブに評価できるだろう。

3.2 個別自治体への影響

表5は、2018年度と2019年度におけるふるさと納税受入額上位10団体の返礼割合、送料込みの返礼割合、間接経費率および総経費率を表している。総務省が発表している「ふるさと納税に関する現況調査について」では、各自治体における「返礼品の調達に係る費用」、「返礼品の送付に係る費用」、「広報に係る費用」、「決済等に係る費用」、「事務に係る費用」、「その他」としてふるさと納税にかかる費用が掲載されている。

表5における返礼割合とは、返礼品の調達に係る費用を寄附金受入額で割った値である。送料込み返礼割合は、返礼品の調達に係る費用に返礼品の送付に係る費用を加えた額を寄附金受入額で割った値である。間接経費率は、広報に係る費用と決済等に係る費用と事務に係る費用および、その他の合計額を寄附金受入額で割った値である。総経費率は、送料込み返礼割合と間接経費率を足した値となる。

表5 ふるさと納税受入額上位10団体の変化

2018年度						2019年度					
自治体名	寄附金受入額(億円)	返礼割合	送料込み返礼割合	間接経費率	総経費率	自治体名	寄附金受入額(億円)	返礼割合	送料込み返礼割合	間接経費率	総経費率
大阪府 泉佐野市	497.5	37%	43%	9%	52%	大阪府 泉佐野市	185.0	61%	67%	4%	71%
静岡県 小山町	250.6	49%	49%	9%	58%	宮崎県 都城市	106.5	30%	43%	8%	51%
和歌山県 高野町	196.4	49%	50%	14%	64%	北海道 紋別市	77.4	30%	44%	6%	50%
佐賀県 みやき町	168.3	45%	47%	15%	62%	北海道 白糠町	67.3	25%	38%	12%	50%
宮崎県 都農町	96.3	35%	43%	16%	59%	北海道 根室市	65.9	26%	44%	6%	50%
宮崎県 都城市	95.6	30%	50%	24%	74%	宮崎県 都農町	52.1	29%	41%	9%	49%
大阪府 熊取町	76.4	50%	50%	6%	55%	佐賀県 上峰町	46.7	28%	37%	8%	45%
茨城県 境町	60.8	31%	35%	15%	49%	鹿児島県 南さつま市	46.4	30%	38%	11%	49%
北海道 森町	59.1	48%	62%	16%	78%	山形県 寒河江市	44.2	30%	38%	12%	50%
佐賀県 上峰町	53.2	55%	55%	14%	69%	新潟県 燕市	42.4	27%	31%	11%	42%

出所：総務省（2019）「令和元年度ふるさと納税に関する現況調査について」、総務省（2020）「令和2年度ふるさと納税に関する現況調査について」より作成。

2018年度の返礼割合は、10団体すべてにおいて30%以上となっているが、2019年度には、新制度適用前の駆け込み需要が発生した泉佐野市を除く9団体すべてにおいて30%以下に低下している。これは新制度による返礼品規制の効果が現れているものとして解釈できよう。

2019年度の傾向としては、北海道の市町村のランクインが2018年度の1団体から3団体に増えたことが指摘できる。これは、返礼割合を3割に規制しても、農産品、海産物など魅力的な返礼品を提供できる自治体に多くの寄附があつまることを示唆するものだ。

3.3 泉佐野市のふるさと納税

新制度移行の影響を最も受けたのが、2018年度に受入額日本一となっていた泉佐野市である。泉佐野市は、総務省による度重なる返礼品規制に関する通知を無視してきた自治体として名指しで非難されてきた。ここでは、泉佐野市がふるさと納税に力をいれてきた背景を明らかにしたうえで、新制度移行の影響についてみていこう¹⁰⁾。

泉佐野市がふるさと納税制度の活用に力を注いできた要因のひとつが、財政危機である。泉佐野市は2004年に財政非常事態宣言をおこなった。その背景には、泉佐野市が関西国際空港の開港による固定資産税の大幅な増収を見込んで実施した都市基盤整備や施設整備がある。特に大きな施設整備としては、1996年にオープンした総合文化センターと1997年に移転したりんくう総合医療センター（市立泉佐野病院）の建設が挙げられる。これらの公共投資の財源となる税収が、バブル経済の崩壊によって予想を大きく下回ったのである。泉佐野市がおこなった宅地造成事業（りんくうタウン）と泉佐野病院事業は赤字が続き、泉佐野市は2008年度決算で財政健全化団体となった。

そこで、泉佐野市は2010年2月に「財政健全化計画」を策定し、財政再建を図ることになった¹¹⁾。「財政健全化計画」において大きな効果を発揮したのが、宅地造成事業会計の廃止と病院事業の独立行政法人化である¹²⁾。地方公営企業である宅地造成事業会計の廃止の際には、第三セクター等改革推進債（三セク債）が活用された。三セク債は、2009年度から2013年度までの期間に限って集中的な改革をおこなうことを目的に認められる特例債である。三セク債は、第三セクター、地方公社、地方公営企業を廃止する際の財源として起こす地方債である。泉佐野市は宅地造成事業会計の赤字分に対して三セク債を発行し、一般会計から資金を投入することで、2009年度で宅地造成事業会計を廃止した。

病院事業については、三セク債と公立病院特例債の発行が大きな成果をもたらしている。公立病院特例債は、「公立病院改革ガイドライン」に基づいた改革プランの策定に対して2008年度に限って発行が認められる地方債である。償還期間は概ね7年以内とされ、公立病院特例債の利払額に対しては特別交付税措置がなされることになっている。泉佐野市の場合

10) ふるさと納税が泉佐野市の財政運営にもたらした影響については、鈴木（2021）が詳しい。

11) 計画期間は2009年度から2027年度である。

12) 泉佐野市の財政健全化への取り組みについては、柏木（2015）が詳しい。

の改革プランは2012年度までの市立泉佐野病院の独立行政法人化である。

病院の独立行政法人化に際しては、病院事業会計を廃止する必要があるため、泉佐野市は三セク債を発行し、2011年度に独立行政法人化がなされている。泉佐野市は「財政健全化計画」にそって、その他さまざまな取り組みをした結果、計画目標としていた2027年度よりも早期である、2013年度決算によって財政健全化団体から脱却している。

泉佐野市は2015年度から2019年度を「中期財政計画」とし、「給与カットをはじめとした歳出削減、遊休財産の積極的な売却、ふるさと納税の推進、空港連絡橋利用税の徴収、ネーミングライツなどの歳入確保」によって2018年度、2019年度に黒字決算を達成している¹³⁾。

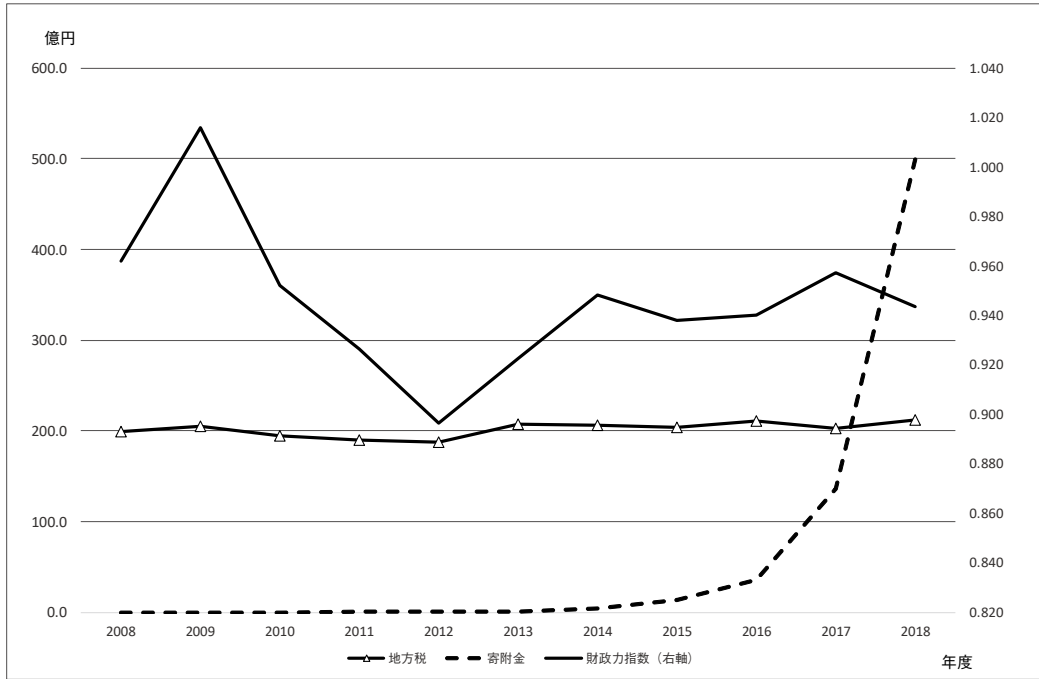
このような財政健全化へ危機感の高さが、泉佐野市に積極的なふるさと納税制度の活用を後押ししてきたと考えられる。そこで以下では、泉佐野市の「市町村決算カード」を用いて、歳入面の推移をみていこう¹⁴⁾。

図2は、2008年度から2018年度における泉佐野市の主な歳入とされる地方税収と寄附金および財政力指数を表したものである。財政力指数は、地方交付税の算定に用いられている基準財政需要と基準財政収入から算定されるものであり、1に近いほど国からの交付税に依存することなく自前の財源で歳出をまかなえていることを意味している。ふるさと納税による受入額は、市町村決算カードでは、寄附金収入に含まれることになる。中期財政計画が策定された2015年度から寄附金が急増していることがわかる。2017年度からは寄附金が地方税収を上回る状態になっている。ふるさと納税が泉佐野市の財政再建に貢献してきたことは間違いのない事実である。財政力指数は財政健全化団体となった2008年度では0.96から2012年度に0.90まで悪化しているが、2018年度では0.94まで回復している。

図3は、泉佐野市の寄附金の増加に、ふるさと納税制度がどのように貢献したかを見るために、ふるさと納税の総額と泉佐野市のシェアの推移を描いたものである。この図からは、2014年度以降に全国に占めるシェアが増加し始め、2015年度には一旦低下したものの2016年度には再び上昇に転じて、2017年度からふるさと納税の総額に占める比率が急増し、2018年度には全国の総額の約10%を占めるまでに増加していたことがわかる。2019年度からは、新制度の移行に伴い約4.0%と2017年度なみのシェアに低下したことが読み取れる。

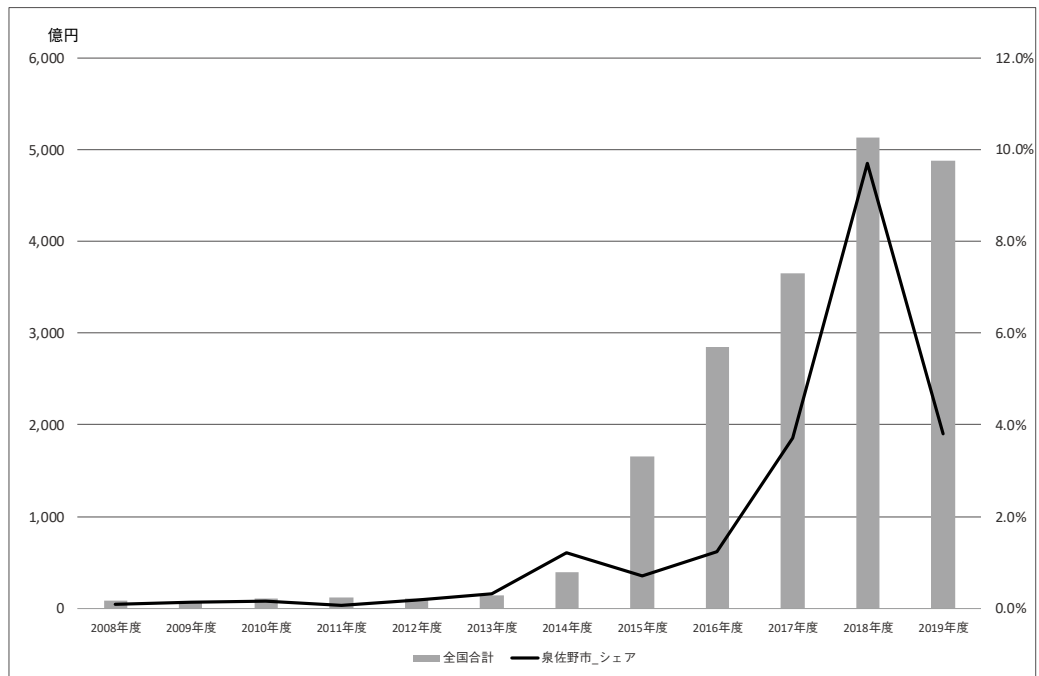
13) 泉佐野市『令和2年度予算編成方針について』p.1から引用。

14) 「市町村決算カード」は総務省のホームページ <https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>（閲覧日2020年8月11日）より入手した。



出所：「泉佐野市決算カード」より作成。

図2 泉佐野市の歳入の推移



出所：総務省（2020）「令和2年度ふるさと納税に関する現況調査について」より作成。

図3 泉佐野市の全国シェアの推移

3.4 特徴的な寄附メニューについて

新制度への移行は、返礼割合を高くすることによる競争から、魅力的な寄附メニューを提示することによる競争へと自治体の行動を変えることが期待される。本稿では、総務省のふるさと納税のホームページで紹介されている活用事例をいくつかとりあげることにした¹⁵⁾。新制度移行による影響を受けたと考えられる、比較的新しい大阪府枚方市と岐阜県高山市の事例を紹介しておこう。

枚方市は、「文化芸術を活かした魅力あるまちづくり」とした取り組みである。枚方市は京都府と奈良県と隣接している中核市である。枚方市は文化芸術の発信拠点となる施設を整備する財源として、ふるさと納税を募集している。枚方市の珍しい取り組みとしては、市長自らが付添人となって枚方市内の文化財ツアーをすることでPRをおこなっていることだ。総務省のホームページでは、取り組みの効果として、「こうした体験イベントは、実際に寄附者に枚方市を訪れてもらうきっかけとなっています。」と紹介されている¹⁶⁾。

高山市は、「木のぬくもりでつなぐまちづくり」とした取り組みをおこなっている。高山市は飛騨高山として知られた観光都市であり、国から国際会議観光都市に指定されている。総務省のふるさと納税の活用事例によると、高山市は、「市の面積の9割以上を山林が占めており、木材をはじめとする豊富な自然資源を活かした飛騨の家具や伝統工芸品など、「飛騨の匠」の技と心を今に受け継ぐ伝統のまちでもあります。」とされている¹⁷⁾。高山市は受け入れた寄附を「飛騨高山ふるさと基金」として積み立てている。積立金から伝統的工芸品産業の後継者育成や森の整備といった財源に支出することで、ふるさと納税を活用している。総務省のホームページでは、取り組みの効果として、「伝統的工芸品「飛騨春慶」等への就業希望者の研修費用の助成を行いました。」「特産である木を使って、飛騨特別支援学校の生徒がひとつひとつ手作業で丁寧に作り上げる「木のぬくもりセット」を贈る取組を企画しました。寄附していただいた方と、生徒達の気持ちが通じ合う、高山市のやさしさのあるまちづくりの取組として好評を得ています。」と紹介されている¹⁸⁾。

実は、いくつかの先進的な自治体では、新制度移行前の時点でも返礼品競争ではなく、魅力的な寄附メニューを提示することで、ふるさと納税による寄附を確保しようとする取組

15) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20180330-case_study.html（閲覧日：2020年8月24日）。

16) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/case_study/osaka-hirakata.htm（閲覧日：2020年11月3日）。

17) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/case_study/gifu-takayama.htm（閲覧日：2020年11月3日）。

18) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/case_study/gifu-takayama.htm（閲覧日：2020年11月3日）。

みをおこなってきている¹⁹⁾。ただし、このような特徴的なメニューを提示している自治体は、それほど多くなく、依然として牛肉、かに、うなぎなどの返礼品メニューを充実されることで、自治体間の競争がおこなわれていることは否めないところだ。

4. まとめ

本稿で得られた結果をまとめることでむすびとしよう。

第1に、マクロ的には自治体の受け入れた寄附額から、返礼品等への支出した費用総額を差し引いた実質的な寄附受入額は、新制度移行前の2018年度よりも新制度移行後の2019年度の方が増加したことがわかった。これは、主として返礼割合が3割に規制されたことによる費用総額減少の効果であった。

第2に、個別自治体への影響としては、2018年度の返礼割合は、寄附受入額上位10団体すべてにおいて30%以上となっていたが、2019年度には、新制度適用前の駆け込み需要が発生した泉佐野市を除く9団体すべてにおいて30%以下に低下しており、新制度による返礼品規制の効果が発揮されていたことが確認できた。

第3に、本稿ではふるさと納税の趣旨を歪めていると名指しで批判されてきた泉佐野市の新制度移行の影響について調べた。泉佐野市は、新制度から除外されたものの、2019年6月の新制度移行前の駆け込み寄附のために、2019年度においても、全国1位の寄附を受け入れている。ただし、新制度移行に伴い受入金額は、2018年度が497.5億円から2019年度が185.0億円へと大幅に減少している。そのため、2019年度からは、ふるさと納税の総額に占める泉佐野市のシェアが約4.0%と2017年度なみのシェアに低下したことがわかった。

第4に、新制度移行に伴い、いくつかの自治体が返礼品に依存することなく、魅力的な寄附メニューによって寄附を集めようとしている取り組みが見られることがわかった。ただし、2019年度の寄附受入額の上位10団体の顔ぶれをみると、魅力的な特産品を提供できる自治体に多くの寄附があつまるという傾向自体を変えるものではない。

本稿の分析を踏まえると、新制度移行自体は、ポジティブに評価できるであろう。ただし、これまでも繰り返し指摘されてきたように、ふるさと納税が持つ高所得者に有利な制度であるという問題点は、放置されており、一層の改革が必要であろう²⁰⁾。

19) 新制度移行前の特徴的な寄附メニューについては、鈴木・武者・橋本（2016）、橋本・鈴木・武者（2017）を参照されたい。

20) ふるさと納税制度の課題と改善策については、橋本（2016）、橋本恭之（2016）、橋本・鈴木（2017）を参照されたい。

参考文献

- ・ 柏木恵（2015）「財政再建への道のり－どん底からどのように抜け出したのか 大阪府泉佐野市：財政健全化団体からの脱却」『地方財務』第731号,pp.196-179.
- ・ 鈴木善充（2021）「ふるさと納税のあり方について」『都市問題研究』近刊.
- ・ 鈴木善充・橋本恭之（2017）「ふるさと納税に関する研究－北海道下市町村データによる分析－」『生駒経済論叢』第15巻第2号, pp.21-31.
- ・ 鈴木善充・武者加苗・橋本恭之（2016）「札幌市におけるふるさと納税の現状について」『生駒経済論叢』第14号, pp.61-77.
- ・ 橋本恭之・鈴木善充（2016）「ふるさと納税制度の現状と課題」『会計検査研究』第54号, pp.13-26.
- ・ 橋本恭之・鈴木善充（2017）「ふるさと納税制度の検証」橋本恭之・鈴木善充・木村真・小川亮・吉田素教『地方財政改革の検証』第3章所収, 清文社.
- ・ 橋本恭之（2016）「ふるさと納税制度の検証と改善策」『地方財務』第743号, pp.31-26.
- ・ 橋本恭之・鈴木善充・武者加苗（2017）「夕張市のふるさと納税制度について」『関西大学経済論集』第66巻第4号, pp.19-32.